

平成31年5月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第2号 政務活動費返還履行等請求事件

口頭弁論終結日 平成31年3月27日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録のとおり

主 文

- 1 被告は、補助参加人に対し、60万8910円を支払うよう請求せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を除く。)は、これを15分し、その14を原告の負担とし、その余を被告の負担とし、補助参加によって生じた費用は、これを15分し、その14を原告の負担とし、その余を補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、補助参加人に対し、949万9662円及びうち259万3065円に対する平成25年6月14日から、うち659万5627円に対する平成26年6月3日から、うち31万0970円に対する平成28年4月28日から、それぞれ各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 事案の概要

補助参加人は、平成25年3月から平成28年2月までの間に、ノートパソコン18台等(合計264万4431円)、NEC製パソコン1台等(合計77

万8050円), iPad16台(合計92万6800円), 富士通製デスクトップパソコン33台等(合計1319万1255円)及びデスクトップパソコン2台等(合計38万0970円)をそれぞれ購入し, これらの購入費用全額1792万1506円につき政務活動費を充当した(以下「本件支出」という。)。その後, 補助参加人は, 平成28年12月2日, 宮城県知事に対し, 本件支出額のうち835万1844円の政務活動費を返還した。併せて, 長谷川敦議員(以下「敦議員」という。)が個人で購入して政務活動費を充当したパソコン(本件では問題とされていないパソコン)の半額分7万円も返還された。

本件は, 原告が, 本件支出に係るパソコン等は, 政務活動に対する有用性が高いものではなく, かつ, 政務活動に直接必要なものであるとはいえないから, 被告が補助参加人に対して本件支出に係る政務活動費を交付したことは違法であるため, 補助参加人は被告に対して上記政務活動費に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに, 被告はその返還請求を違法に怠っているなどとして, 被告に対し, 地方自治法(以下「法」という。)242条の2第1項4号に基づき, 補助参加人に対して上記政務活動費から本件支出に係る返還額及び敦議員に係る返還額を控除した額の不当利得の返還請求をするよう求める事案である。

なお, 争点整理の結果, 平成31年3月8日時点における補助参加人所属の各県議のパソコン等の設置状況及び用途は, 別紙3「パソコン等の設置状況一覧表」に整理されている。

1 関係法令の定め

本件に関係する法令の定めは, 別紙2「関係法令の定め」のとおりである。

2 前提事実(当事者間に争いが無い, 又は明らかに争いが無い。)

(1) 当事者

原告は, 地方行財政の不正を監視・是正すること等を目的とする権利能力なき社団であり, 被告は, 法242条の2第1項4号の執行機関である。

他方、補助参加人は、自由民主党の会派であり、平成27年11月まで33名の宮城県議会議員（以下「県議」という。）が、同月以降は32名の県議が、それぞれ所属し、中島源陽議員（以下「中島議員」という。）が脱会した後は31名の県議が所属している（ただし、中島議員は、その後再度補助参加人に所属した。）。

(2) 本件支出の経緯

補助参加人は、平成25年から平成28年までに、パソコン、タブレット等（以下、併せて「本件パソコン等」という。）を購入し（以下、当該購入を「本件購入」という。）、購入費全額に政務活動費を充当した（本件支出）。本件購入の概要は、次のとおりである。

ア 補助参加人は、平成25年3月14日、ニシマキ・オフィスシステム株式会社から、東芝製ノートパソコン18台、マイクロソフト Office Home and Business 2010を18個、光学式マウス18個及び増設メモリ（2GB）18個（以下、これらの1セット分を「平成25年ノートパソコン等」という。）を購入し、合計264万4431円を支払った。

イ 補助参加人は、平成25年3月19日、松本事務器株式会社から、NEC製パソコン1台、増設メモリ（2GB）、17型液晶モニター、A4カラーレーザープリンター及びトナーを購入し、複数年保守契約（5年）、搬入設置及びプリンタードライバー・ネットワーク設定に係る料金を含めて（以下、これらを併せて「平成25年デスクトップパソコン等」という。）、77万8050円を支払った。

ウ 補助参加人は、平成25年3月28日、ヨドバシカメラ仙台店において、Apple/iPad mini 1台（4万4800円）、Apple/iPad 15台（合計88万2000円〔1台5万8800円〕）（以下、これらの1台分を「本件タブレット」という。）を購入し、92万6800円を支払った。

エ 補助参加人は、平成26年3月31日、有限会社アクティブから、富士通製デスクトップパソコン33台、マイクロソフトPowerpoint 2013を33個、23.6型ワイド液晶33台、外付けハードディスクポータブル型33台、ウイルスバスター3年版33台、A3インクジェット複合機33台、インクカートリッジ33個及びUSBケーブル33本を購入し、搬入設置費（パソコン初期設定及びプリンター接続設置をいう。）を含めて（以下、これらの1セット分を「平成26年デスクトップパソコン等」という。）、1319万1255円を支払った。

オ 補助参加人は、平成28年2月29日、株式会社システムズから、デスクトップパソコン2台、19.5型ワイド液晶ディスプレイ2台、スイッチHUB1台、USB用HUB1台、USBケーブル（3m）2本及びUSBケーブル（5m）1本を購入し、設置・取付費を含めて（以下、これらを併せて「平成28年デスクトップパソコン等」という。）、38万0970円を支払った。

(3) 政務活動費の返還

補助参加人は、本件支出につき、(2)ウの本件タブレット16台のうちiPad mini 1台及びApple/iPad 14台の合計15台（本件タブレット16台のうち会派控室用1台を除く議員配布分15台をいう。）に係る半額分（43万4000円）、(2)アの平成25年ノートパソコン等18セットに係る半額分（132万2216円）及び(2)エの平成26年デスクトップパソコン等33セットに係る半額分（659万5628円）の合計835万1844円のほか、敦議員が個人で購入して政務活動費を充当したパソコン（本件では問題とされていないパソコン）の購入費に充当した政務活動費の半額分7万円を、それぞれ宮城県知事に返還した（乙2、丙2）。

(4) 「政務活動費の手引」の制定及びその内容

宮城県議会は、平成25年3月、地方自治法100条14項ないし16項、

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「本件条例施行規程」という。）に基づき、政務活動費の交付につき、「政務活動費の手引」（以下「本件手引」という。）を定めた。

そして、本件手引は、事務費（会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費）のうち、事務用品・備品購入費、リース料の充当指針につき、「政務活動費は、原則的には政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。このことから、備品や消耗品の購入に政務活動費を充当する場合には、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、領収書等にその品名を明らかにしておく必要がある。」と規定している。事務費の具体例としては、①事務用品の購入、コピー代、事務機器の修理代、燃料代、②事務用機器（パソコン等）、机、椅子の購入、③コピー代、ファクシミリのリース料、④電話料、インターネット使用料、郵送料が挙げられている。なお、自動車の購入費及び修繕、車検、保険料等の維持管理経費は該当しないとされている。

また、支出における留意事項として、会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多いから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要があると記載されている。さらに、按分の方法として、按分割合が明確にできない場合には、2分の1以下で按分することとされている。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件支出の違法性であり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

(原告の主張)

(1) 政務活動費の性質及び主張立証責任について

宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法232条の2に定める補助金であり、法100条14項及び16項、本件条例、本件条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出されるべきものである。

そして、原告は、本件パソコン等を購入した具体的な事情を直接関知する立場にはない上、政務活動費の交付に係る法及び本件条例の規定に照らせば、宮城県においては、政務活動費の使途の透明性を重視する立場から、各議員に政務活動費の使途について厳しい説明責任を負わせることによって政務活動費の支出の適正を図っていることからすると、原告が、使途基準に合致した政務活動費の支出がなされなかったことを推認させる一般的・外形的事実の存在を主張立証した場合において、県議側がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務活動費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(2) 本件手引の規定について

ア 本件手引は、宮城県議会の全会派の了解の下に、政務活動費の使途基準の解釈等を定めたものであるから、使途基準の趣旨や具体的内容を推知させるものとして具体的支出の違法性を判断する上で参考にされるべきものであり、本件手引に違反した場合には、違法になるというべきである。

なお、本件手引に違反しているかどうかは、支出行為時に判断すべきものであるから、購入後に、事務用品を政務活動のために利用したという状況が明らかになったとしても、支出の違法性は治癒されるものではない。

イ 本件手引が、事務費につき、政務活動を行うための環境整備に対する政務活動費の充当を許さず、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定してその充当を認めた趣旨は、事務

用品については、政務活動以外の用途でも使用することが可能であることから、間接的に政務活動に用いられる事務用品の購入費についてまで政務活動費の充当を認める場合には、税金の無駄遣いとなるためである。

本件手引の規定は、所得税法の必要経費に関する規定と同様であり、所得税法37条1項は、必要経費について、直接性と必要性を要件としている。そして、所得税法45条1項1号、所得税施行令96条は、事業活動に要する費用としての性質と個人の消費生活上の費用の性質とが併存する「家事関連費」について、家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費については必要経費に含めないと定めており、事業活動に必要な部分が従たる部分にすぎないときには、間接的に事業活動に必要な費用であるにすぎないことから、必要経費に当たらないとする趣旨であると解される。そうすると、本件手引も、政務活動に直接必要な費用に政務活動費の充当を限定する趣旨であるから、本件手引における上記にいう直接性と必要性については、所得税法上の上記規定と同様に理解すべきであり、当該事務用品の購入費用の主たる部分が政務活動に必要なことが認められ、政務活動に必要な部分が明確に区分できる部分について政務活動費を充当することが、政務活動費を充当するための要件であると解すべきである。そして、事務用品の主たる部分が政務活動に必要なものかどうかについては、物品を購入する目的の明確性、物品の性質、購入した物品の実際の使用状況等を総合的に考慮しなければならないと解すべきである。

(3) 平成25年ノートパソコン等及び本件タブレットについて

ア 補助参加人は、①モバイル端末が情報発信等による議員活動をより充実させるためのツールとして重要であること、②モバイル機器によりペーパー

ーレス化に対応できることを理由として、平成25年ノートパソコン等18セット及び本件タブレット16台を購入したと説明している。

しかしながら、情報発信等による議員活動をより充実させるためのツールとして重要であるという理由でモバイル端末を購入することは（上記①）、政務活動を行うための環境整備を行っているにすぎず、政務活動に直接必要であるとは認められない。また、補助参加人は、県議に対し、情報発信をするよう教育・指導を行うこともしていないから、そもそも、情報発信等を行うために購入したという上記目的が存在したとはいえない。

そして、ペーパーレス化に対応するためにモバイル端末を購入することも（上記②）、政務活動を行うための環境整備を行っているにすぎず、政務活動に直接必要であるとは認められない。のみならず、補助参加人において、ペーパーレス化が進んでいるとは認められないから、そもそも、ペーパーレス化に対応するために購入したという上記目的が存在したとはいえない。むしろ、補助参加人において平成25年ノートパソコン等18セット及び本件タブレット16台を購入したのが政務活動費の会計年度末の直前であることに加え、補助参加人所属の県議は、政務活動にパソコンが必要であれば、自分の判断でパソコン等を購入し又はリースすることによって、パソコン等を複数台保有していることを踏まえると、補助参加人は、平成24年度の会計年度に余った政務活動費を使い切る意図で、平成25年ノートパソコン等18セット及び本件タブレット16台を購入したものと推認することができる。

イ 県議が、政務活動のためにパソコン等を購入する場合には、自らの政務活動における用途に照らして適切なものを購入すべきところ、平成25年ノートパソコン等18セットを購入するに当たって、補助参加人の役員会は、各県議の政務活動における用途に照らしてどのような機種を購入すべきかについて十分に聴き取りを行っておらず、機種等を吟味したものと

認められない。

したがって、平成25年ノートパソコン等18セット及び本件タブレット16台は、政務活動に対する有用性を具体的に考慮せずに購入されたものであり、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるものとは認められない。

ウ 以上によれば、平成25年ノートパソコン等18セット及び本件タブレット16台の購入につき、政務活動費を支出することは違法である。

エ なお、前記のとおり、購入後に、事務用品を政務活動のために利用したという状況が明らかになったとしても、支出の違法性が治癒されるものではないが、念のため、佐藤光樹議員（以下「佐藤議員」という。）及び中山耕一議員（以下「中山議員」という。）の利用状況につき、以下反論する。その他の県議については、陳述書を提出するものの、反対尋問を受けていないことから、適切な反証はされていないというべきである。

(ア) 佐藤議員について

佐藤議員は、平成24年12月にiPad miniを購入し、1年以上使用していたことから、本件タブレットを借りることで、2台のタブレットを所持することとなった。この点につき、佐藤議員は、iPad miniは、自宅でメールの送受信などに使用することが多かったと供述するものの、タブレット端末は、様々な機能が付いており、複数の用途に使い回せるところに利点があるのであって、複数台所持して使い分けることは考えられないから、佐藤議員が本件タブレットをいかなる用途に使用していたかは不明であるというほかない。

(イ) 中山議員について

中山議員は、貸与された平成25年ノートパソコン等を、会議や現場に持ち運んで利用していたと供述するものの、当該ノートパソコンは、ディスプレイが15.6インチ、質量は2.4キログラムから2.6キ

プログラムであり、一般にディスプレイが15インチ以上、質量が2.5キログラム以上のノートパソコンは持ち運びに向いていないから、中山議員がこれを持ち運んで利用するとは考えられない。

また、中山議員は、最近ブログの更新をしておらず、情報発信のためにノートパソコンを有効に利用していないことも明らかである。

(4) 平成25年デスクトップパソコン等

ア 補助参加人は、会派や会派所属議員の各種広報活動その他様々な調査活動における書面の作成又は写真の編集・管理のために、会派控室用のパソコンとカラープリンターとして、平成25年デスクトップパソコン等を購入したと説明している。

しかしながら、補助参加人の会派控室においては、県議は議会から貸与されたノートパソコンを使用しているのであるから、更に共用で使用するためのデスクトップパソコンが必要であるとはいえない。

このように、補助参加人は購入理由を具体的には明らかにしていないことからすれば、デスクトップパソコンについて、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

イ また、補助参加人の会派控室においては、複合機がリースされているのであるから、その他にレーザープリンターが必要である理由は不明であり、レーザープリンターについて、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

ウ したがって、平成25年デスクトップパソコン等につき、政務活動費を支出することは違法である。

(5) 平成26年デスクトップパソコン等について

ア 補助参加人は、ウィンドウズXPのサポートが平成26年4月で終了することになっていたことから、安全性の面で問題があったことや、パソコンの性能の向上による事務作業の効率化等を考慮して、新たなデスクトッ

パソコンを購入することとしたほか、A3印刷が可能なプリンターを導入し、広報活動にも幅広く利用できる環境を整えることとしたと説明している。

(ア) しかしながら、ウィンドウズXPのサポートが終了するという理由は、安全なパソコンを利用して政務活動を行う環境を整備するというものであるから、政務活動のための環境整備にほかならない。ウィンドウズXPのパソコンが古くなった場合に、安全に使える新しいパソコンを政務活動費で購入することが認められるのは、古いパソコンが政務活動のために直接必要なものであり、その代替として安全に使える新しいパソコンを政務活動のために直接必要なものとして購入する場合に限られるべきである。そして、その判断は、各県議の政務活動の具体的な状況に照らして判断するほかにいかかわらず、補助参加人は、上記のような判断を行わず、単に安全なパソコンを利用できるようにするという理由だけでパソコンを購入しているのであるから、平成26年デスクトップパソコン等は、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。そもそも、ウィンドウズXPのパソコンを使用していた議員が相当数存在していたということは認められず、佐藤議員は、サポート終了とデスクトップパソコンの貸与との関係を明らかにしないことから、サポートが終了するからパソコンを購入したという上記目的が存在したとはいえない。また、最新の機能を備えたパソコンを購入することによって事務作業を効率化するというのは、どのような政務活動に利用するのかが具体的に明らかにされていない以上、政務活動のための環境整備にほかならない。

したがって、平成26年デスクトップパソコン等のうち、デスクトップパソコンについて、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

(イ) 広報活動に幅広く利用できる環境を整えるというカラープリンターの購入理由は、政務活動のための環境整備にほかならず、カラープリンターは、各県議の政務活動におけるプリンターの需要について具体的に考慮することなく購入されていることからすれば、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

したがって、平成26年デスクトップパソコン等のうち、カラープリンターについて、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

イ 中山議員は、平成26年デスクトップパソコン等の購入について、役員会で検討を重ね、会派総会において議員に検討してもらった結果、積極の意見はあったものの、消極の意見はなかったと供述している。

しかしながら、補助参加人所属の議員は、平成28年9月26日に放送されたTBSテレビの報道番組である「NEWS 23」において、平成26年デスクトップパソコン等の購入について、事前に会派執行部から説明を受けたことはなく、会派総会で突如決定されたと供述しており、これに反する中山議員の上記供述は信用できない。

そもそも、補助参加人は、誰が新しいパソコンを必要としているかということや、デスクトップパソコン、カラープリンターの性能等を確認することなく、平成26年デスクトップパソコン等33セットを購入したのであるから、どのような政務活動に利用するのか具体的に考慮することなく購入したというべきであり、平成26年デスクトップパソコン等が、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

ウ したがって、平成26年デスクトップパソコン等33セットにつき、政務活動費を支出することは違法である。

エ なお、前記のとおり、購入後に、事務用品を政務活動のために利用したという状況が明らかになったとしても、支出の違法性は治癒されるもので

はないが、念のため、佐藤議員及び中山議員の利用状況につき反論する。その他の県議については、陳述書を提出するものの、反対尋問を受けていないことから、適切な反証はされていないというべきである。

(ア) 佐藤議員について

佐藤議員は、3台のパソコンが事務所にあり、佐藤議員と事務職員がパソコンを利用することがあったとしても、パソコンが余っている状況である。そのため、平成26年デスクトップパソコン等のうち、デスクトップパソコンを利用しているのかどうかは疑わしい。

また、佐藤議員は、事務所においてコピー機1台をリースし、政務活動費を支出してエプソン製のプリンター1台を購入し、それぞれ所持している。そうすると、平成26年デスクトップパソコン等のうち、カラープリンターを使用しているのかも疑わしい。

(イ) 中山議員について

中山議員は、平成26年デスクトップパソコン等のうち、デスクトップパソコンについては、政務活動に関する文書の作成、写真の整理、インターネットによる情報収集及びメールの送受信に使用していると供述するものの、そうであれば、購入費用全額について政務活動費を支出することができるにもかかわらず、50パーセント相当分を返還していることから、中山議員の供述は信用できず、当該パソコンをどのように利用しているのか明らかでない。

また、中山議員は、事務所で複合機をリースしていることから、同複合機を利用してカラープリントをすることができ、平成26年デスクトップパソコン等のうち、カラープリンターを利用しているかどうかは疑わしい。

(6) 平成28年デスクトップパソコン等について

補助参加人は、会派控室の事務職員2名が使用するため、平成28年デス

クトップパソコン等を購入したと主張している。

しかしながら、デスクトップパソコンは、政務活動以外の活動にも使用することが可能であり、補助参加人が、平成26年デスクトップパソコン等33セットにつき、会派役員室で使用している分も含めて、購入費用として支出した政務活動費の50パーセント相当分を返還していることからすれば、会派控室、会派役員室においてはいずれも、パソコンが政務活動以外の目的でも使用されていることが明らかになっている。

したがって、平成28年デスクトップパソコン等について、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは認められない。

(7) 各議員等のパソコンの使用状況について

次に掲げる各議員等のパソコンの使用状況からすれば、本件購入に係るパソコン等が政務活動のために必要であったとはいえない。

ア 中沢幸男議員（以下「中沢議員」という。）について

平成25年ノートパソコン等（別紙3の㊸を指す。以下同じ。）のノートパソコンのディスプレイは15.6インチであり、外寸は約374.0mm（幅）×250.5mm（奥行）×33.4～37.6mm（高さ）であり、質量は約2.4kg～2.6kgである。一般に15インチ以上、2.5kg以上のノートパソコンは持ち運びに向いておらず、備置きで利用するのに適しているとされている。そのため、中沢議員が平成25年ノートパソコン等を持ち運んで利用しているとは考えられない。

また、平成25年ノートパソコン等と平成26年デスクトップパソコン等（別紙3の㊸を指す。以下同じ。）の用途はほとんど同じであるから、これらを2台とも必要とする理由が不明である。

さらに、そもそも宮城県議会から貸与を受けたパソコン（以下「議会貸与ノートパソコン」という。別紙3の㊸を指す。以下同じ。）だけでも中沢議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成25年ノー

トパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は、いずれも必要ない。

イ 相澤光哉議員（以下「相澤議員」という。）について

相澤議員は、個人で購入したパソコンを使用していないにもかかわらず、貸与された平成26年デスクトップパソコン等を使用しているとは考えられない。

また、本件タブレット（別紙3の◎を指す。以下同じ。）と平成26年デスクトップパソコン等の用途はほとんど同じであるから、これらを2台とも必要とする理由が不明である。

そして、タブレットは、一般的にインターネットの閲覧には便利であるものの、長文の文書の作成には適さないと考えられることからすると、本件タブレットを質問原稿等の文書作成のために利用しているとは考えられない。

さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも相澤議員の政務活動における用途を満たすことができるから、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等は、いずれも必要ない。

ウ 藤倉知格議員（以下「藤倉議員」という。）について

平成25年ノートパソコン等、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等の用途はほとんど同じであるから、これらを3台とも必要とする理由が不明である。

また、平成25年ノートパソコン等を事務職員が使用しているとする、平成26年デスクトップパソコン等の使用者がない。

さらに、タブレットはインターネットによる情報収集の利用に適しているにもかかわらず、そのために利用していないというのであるから、本件タブレットは有効に利用されていないというべきである。のみならず、タブレットは長文の文書の作成には適さないと考えられることからすると、

本件タブレットを質問原稿等の文書作成等のために利用しているとは考えられない。

エ 仁田和廣議員（以下「仁田議員」という。）について

仁田議員は、個人で購入したパソコンを2台所持しており、仁田議員とその妻が政務活動に使用しているから、更に平成26年デスクトップパソコン等が必要であるとは到底考えられない。

また、タブレットは、一般的にインターネットの閲覧に便利であるものの、長文の文書の作成には適さないと考えられることからすると、本件タブレットを報告書の作成のために利用しているとは考えられない。

さらに、単に本件タブレットをインターネットによる情報収集のために利用していたのであれば、自らの携帯電話でも代用できるはずであるから、本件タブレットは政務活動のために特に必要であるとはいえない。

オ 畠山和純議員（以下「畠山議員」という。）について

畠山議員は、本件タブレットをインターネットによる情報収集及びメールの送受信のみに使用しており、これは自らの携帯電話でも代用できるはずであるから、本件タブレットは政務活動のために特に必要であるとはいえない。

また、畠山議員は、本件タブレットが破損した後も、改めてパソコンを購入していないことから、本件タブレットは政務活動のために必要ではなかったというべきである。

そして、畠山議員は、個人で購入したパソコンを所持しており、政務活動に利用していることから、平成26年デスクトップパソコン等が政務活動のために更に必要であるとはいえない。さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも畠山議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

カ 安藤俊威議員（以下「安藤議員」という。）について

安藤議員は、平成25年ノートパソコン等が破損した後も、改めてパソコンを購入していないことから、平成25年ノートパソコン等は政務活動のために必要ではなかったというべきである。

また、安藤議員は、個人で購入したパソコンを所持しており、これを有効に活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等が政務活動のために更に必要であるとはいえない。

さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも安藤議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

キ 安部孝議員（以下「安部議員」という。）について

安部議員は、単に本件タブレットをインターネットによる情報収集のために利用していたのであれば、自らの携帯電話でも代用できるはずであるから、本件タブレットは政務活動のために特に必要であるとはいえない。

また、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも安部議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

さらに、安部議員は、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に、個人でパソコンを購入していないから、議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえる。

ク 長谷川洋一議員（以下「洋一議員」という。）について

平成25年ノートパソコン等と平成26年デスクトップパソコン等の用途はほとんど同じであるから、これらを2台とも必要とする理由が不明である。

また、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも洋一議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は、いずれも必要ない。

そして、洋一議員は、これらのパソコン等の貸与を受ける前に、個人でパソコンを購入していないから、議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえる。

ケ 中山議員について

中山議員は、平成25年ノートパソコン等が破損した後も、改めてパソコンを購入していないことから、平成25年ノートパソコン等は政務活動のために必要ではなかったというべきである。

また、個人で購入したパソコン3台を、議員本人、妻及び事務職員が使用しているから、更に平成26年デスクトップパソコン等が必要であるとは考えられない。

さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも中山議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

コ 本木忠一議員（以下「本木議員」という。）について

本木議員は、平成25年ノートパソコン等が故障した後も、これを修理したり、又は改めて購入したりしていないことから、平成25年ノートパソコン等は政務活動のために必要ではなかったというべきである。

また、本木議員は、平成26年デスクトップパソコン等を、調査等の写真の整理及びインターネットによる情報収集のために使用しているのみであり、政務活動のために十分に平成26年デスクトップパソコン等が活用されていない。

さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも本木議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

そして、本木議員は、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前には、個人でパソコンを購入していないから、議会貸与ノートパソコン

ン以外のパソコンを必要としていなかったといえる。

サ 佐藤議員について

佐藤議員は、本件タブレットが破損した後も、改めてパソコンを購入していないことから、本件タブレットは政務活動のために必要ではなかったというべきである。

また、佐藤議員は、個人で購入したパソコンを使用しており、更に平成26年デスクトップパソコン等が政務活動のために必要になるとは考えられない。

さらに、議会貸与ノートパソコン及び個人で購入したパソコンを有効に活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等は不要である。

シ 石川光次郎議員（以下「石川議員」という。）について

石川議員が所持している平成26年デスクトップパソコン等を、誰が使用しているのか不明である。

また、石川議員は、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に、個人でパソコンを購入していないから、議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえる。

さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンを活用すれば、平成25年ノートパソコンは必要ない。

ス 佐々木喜蔵議員（以下「喜蔵議員」という。）について

タブレットは、一般的にインターネットの閲覧に便利であるものの、長文の文書の作成には適さないと考えられることからすると、本件タブレットを質問原稿、議会報告書、議会報告会用の資料等の文書作成のために利用しているとは考えられない。

また、個人で購入した2台のパソコン及び議会貸与ノートパソコンによって、政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

セ 只野九十九議員（以下「只野議員」という。）について

議会貸与ノートパソコンを活用すれば、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等のいずれかは不要である。

また、只野議員は、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に、個人でパソコンを購入していないから、議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえる。

ソ 菊地恵一議員（以下「菊地議員」という。）について

菊地議員は、平成29年7月に平成25年ノートパソコン等が破損した後、家族個人所有のパソコンを使用しているところ、同パソコンを使用することが可能であったのであるから、そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であった。

また、議会貸与ノートパソコンだけでも菊地議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等は不要である。

そして、菊地議員は、同議員の家族が個人で所有するパソコンを使用し、事務職員は議員が個人で購入したパソコンを使用しているから、平成26年デスクトップパソコン等の使用者は不明である。

タ 高橋伸二議員（以下「伸二議員」という。）について

伸二議員は、個人で購入したパソコン2台を政務活動に利用していることから、更に平成26年デスクトップパソコン等が必要であるとは考えられない。

また、伸二議員は、平成26年デスクトップパソコン等に不具合が生じた後も、これを修理したり、又は改めて購入したりしていないことから、平成26年デスクトップパソコン等は政務活動のために必要ではなかったというべきである。

さらに、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも伸二議員の政務活動

における用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等は
必要ない。

チ 細川雄一議員（以下「細川議員」という。）について

細川議員と事務職員は、平成25年ノートパソコン等及び個人で購入し
たパソコンを使用すれば十分であるから、平成26年デスクトップパソコ
ン等は不要である。

また、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも細川議員の政務活動に
おける用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等及び
平成26年デスクトップパソコン等は必要ない。

ツ 村上智行議員（以下「村上議員」という。）について

前記アのとおり、平成25年ノートパソコン等は15インチ以上、2.
5kg以上のノートパソコンであるから、持ち運びに向いておらず、備置
きで利用するのに適しているとされている。そのため、村上議員が平成2
5年ノートパソコン等を持ち運んで利用しているとは考えられない。

また、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも村上議員の政務活動に
おける用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等は必
要ない。

そして、村上議員及び事務職員は、村上議員個人が購入したパソコン2
台を使用しているから、平成26年デスクトップパソコン等を使用してい
る者が不明である。

テ 佐々木幸士議員（以下「幸士議員」という。）について

前記アのとおり、平成25年ノートパソコン等は15インチ以上、2.
5kg以上のノートパソコンであるから、持ち運びに向いておらず、備置
きで利用するのに適しているとされている。そのため、幸士議員が平成2
5年ノートパソコン等を持ち運んで利用しているとは考えられない。

また、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも幸士議員の政務活動に

おける用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等は必要ない。

そして、幸士議員は、事務所に設置していた個人で購入したパソコンを、平成23年12月以降、インターネットに接続せずに使用していたところ、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に、その他に個人でパソコンを購入していないから、これ以外のパソコンを必要としていなかったといえるため、平成26年デスクトップパソコン等は、政務活動のために不要である。

ト 敦議員について

単に本件タブレットを調査等の写真の整理及びインターネットによる情報収集のために利用していたのであれば、自らの携帯電話でも代用できるはずであるから、本件タブレットは政務活動のために特に必要であるとはいえない。

敦議員は、個人で購入したパソコンを、何度も買い換えながら自宅に設置しているものの、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前は、事務所にパソコンを設置していなかった。そうすると、そもそも事務所ではパソコンが必要なかったか、議会貸与ノートパソコンで十分であったものと考えられるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要である。

ナ 守屋守武議員（以下「守屋議員」という。）について

守屋議員は、平成29年7月以前は、自宅において平成26年デスクトップパソコン等及び個人で購入したパソコンを利用しており、そもそも平成26年デスクトップパソコン等が有効に活用されていたかどうか疑問であるし、これを事務所に設置した後も、誰が使用しているのか不明である。

また、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも守屋議員の政務活動に

おける用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は、いずれも必要ない。

ニ 佐々木賢司（以下「賢司議員」という。）について

賢司議員は、個人で購入したパソコンを2台所持しており、これらを有効に活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等の用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は政務活動のために必要であるとはいえない。

ヌ 横山隆光議員（以下「横山議員」という。）について

横山議員が本件タブレットを有効に活用しているか疑問である。また、個人で購入したパソコン2台を有効に活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等の用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等が政務活動のために必要であるとはいえない。

ネ 渡辺勝幸議員（以下「勝幸議員」という。）について

単に本件タブレットをインターネットによる情報収集及びメールの送受信のために利用していたのであれば、自らの携帯電話でも代用できるはずであるから、本件タブレットは政務活動のために特に必要であるとはいえない。

また、個人で購入したパソコン2台を有効に活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等の用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等を自宅で政務活動のために利用しているとは考えられない。

ノ 遠藤隼人議員（以下「遠藤議員」という。）について

タブレットは、一般的にインターネットの閲覧に便利であるものの、長文の文書の作成には適さないと考えられることからすると、遠藤議員が本件タブレットを有効に活用しているとは考えられない。

また、遠藤議員及び事務職員は、議員が個人で購入したパソコンを政務

活動に使用しており、平成26年デスクトップパソコン等の使用者は不明である。そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも遠藤議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要である。

ハ 深谷晃祐議員（以下「深谷議員」という。）について

単に本件タブレットをインターネットによる情報収集のために利用していたのであれば、自らの携帯電話でも代用できるはずであるから、本件タブレットは政務活動のために特に必要であるとはいえない。

また、議会貸与ノートパソコン及び個人で購入したパソコンを有効に活用すれば、平成26年デスクトップパソコン等の用途を満たすことができるから、同パソコン等が政務活動のために必要であるとはいえない。

ヒ 庄田圭佑議員（以下「庄田議員」という。）について

庄田議員は、個人でパソコンを3台所有しているのであるから、平成26年デスクトップパソコンが、政務活動のために更に必要となるとは考えられない。

フ 中島議員について

中島議員は、本件タブレットが平成28年2月に破損した後も、これを修理したり、又は改めて購入したりしていないことから、本件タブレットは政務活動のために必要ではなかったというべきである。

また、中島議員は、平成26年デスクトップパソコン等を補助参加人に返還した後、デスクトップパソコンを購入していないから、そもそも平成26年デスクトップパソコン等は政務活動のために必要であったとはいえない。

ヘ 齋藤正美議員（以下「齋藤議員」という。）について

齋藤議員は、議会貸与ノートパソコンを会派控室に設置しているのみであり、同パソコンを有効に活用すれば、平成25年ノートパソコン等も平

成26年デスクトップパソコン等も不要であることが裏付けられている。

ホ 高橋宗也議員（以下「宗也議員」という。）について

宗也議員のパソコンの用途は不明であるため、有効に活用されていないと考えるほかない。

マ 会派控室について

タブレットは、一般的にインターネットの閲覧に便利であるものの、長文の文書の作成には適さないと考えられることからすると、本件タブレットを議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成のために利用しているとは考えられない。また、会派控室には議会貸与ノートパソコンのほか、デスクトップパソコンも設置されていることから、議会報告書等の作成、調査等の記録、報告書の作成及びSNS投稿のために本件タブレットが利用されているとは考えられない。

また、議会貸与ノートパソコンがあることから、会派役員室に設置されている平成26年デスクトップパソコン等4セットを政務活動のために利用しているとは考えられない。さらに、平成25年デスクトップパソコン等についても、同様に、政務活動のために利用しているとは考えられない。

ミ 前職議員ら（別紙3の「前職議員」欄参照。以下同じ。）について

前職議員らの中には、平成25年ノートパソコン等を利用していた者がいるところ、これが破損した後も、ノートパソコンを購入し直すことはしていないから、そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であったといえる。

また、前職議員らの中には、平成26年デスクトップパソコン等を利用するまで、個人でパソコンを購入していなかった者がいるから、そもそも政務活動において議会貸与ノートパソコン以外のパソコンは必要でなかったといえる。

- (8) よって、原告は、被告に対し、法242条の2第1項4号に基づき、補助参加人に対して本件支出額から既に返還した額を控除した額の返還を請求するよう求めるものである。

(被告及び補助参加人の主張)

- (1) 政務活動費制度の趣旨及び主張立証責任について

ア 地方議会の役割は、地方自治体の運営に関わる審議・議決、条例の制定、執行機関の監視など多岐にわたるものであるから、そのための調査研究その他の活動である政務活動も必然的に広範な事項にわたるものとなる。そして、地方議会を担う会派及び議員がその役割を十分に果たすためには、会派及び議員の政務活動における自主性及び自律性が十分に尊重される必要がある。

このような政務活動費制度の趣旨又は意義に鑑みれば、政務活動費の支出の違法性を検討するに当たっても、政務活動における会派及び議員の自主性、自律性が十分に尊重される必要があるし、会派及び議員の政務活動を制約ないし委縮させるような結果とならないように配慮する必要がある。

イ 本件の請求の基礎は、不当利得返還請求権であるところ、その発生原因事実は、返還を請求する側が主張立証責任を負うものとされている。そのため、本件においても、補助参加人が政務活動費を用途基準に合致しない目的に支出したという事実については、原告が主張立証責任を負っている。

政務活動費の返還に係る訴訟における主張立証責任につき、政務活動費を用途基準に合致しない目的に支出したことを推認させる一般的、外形的事実を原告が主張立証した場合には、被告及び補助参加人において、その推認を覆すために、当該支出が目的外支出でないこと又は目的外支出が含まれていないことを反証する責任を負うことになるとする考え方を採用するとしても、事実上の推認が働くための前提事実については、原告が主

張立証責任を負っていることに変わりはない。仮に、原告が目的外支出を推認させる一般的、外形的事実の主張立証を尽くした場合であっても、被告及び補助参加人側に求められるのは飽くまで反証であり、個別の事実に関する推認力の程度に応じ、これを真偽不明に持ち込む程度のもので足りるというべきである。

そして、情報化社会における政務活動において、文書の作成、様々な資料や記録の整理、現場での写真撮影、インターネットを通じた情報発信、メールの送受信等のために、パソコンやタブレット端末は、必須の機器であり、政務活動にも必要かつ有益であることは、常識的にも明らかである。のみならず、前記のとおり、本件手引においても、政務活動費は、パソコン、コピー機、ファクシミリ等の購入経費及びリース料に充当することができる」と明確に記載されていることを踏まえると、パソコン、コピー機、ファクシミリ等は、一般的、外形的には、「政務活動に直接必要と認められる事務機器」に該当し、むしろ適法な支出であることが推認されるものというべきである。

(2) 本件手引の規定について

ア 本件手引には、事務用品・備品購入費に関する充当指針として、「備品や消耗品の購入に政務活動費を充当する場合には、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定すべき」である旨記載されているものの、それとともに、政務活動は、「政務活動に直接必要と認められる事務機器等（パソコン、コピー機、ファクシミリ等）の購入経費及びリース料に充当することができる」と旨が明確に記載されている。また、本件手引は、事務機器等が政務活動以外に使用されることも当然に想定しており、使用実態に応じた充当の按分処理を認めた上で、按分割合が明確にできない場合は2分の1以下で按分することも認めている。

したがって、本件手引において、パソコン、コピー機、ファクシミリ等

は、政務活動を行うための環境整備には該当せず、政務活動に直接必要と認められる事務機器等に該当するから、これらの購入経費やリース料を政務活動費から支出することが認められていることは明らかである。

イ 原告は、本件手引における「直接性」又は「必要性」は、所得税法上の定めと同様に解すべきであると主張する。

しかしながら、所得税法は、「所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保する」ことを目的とした法律である（所得税法1条）。これに対し、政務活動費制度は、地方議会の審議能力の強化及び議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために設けられた制度であり、それぞれの制度の意義又は趣旨は全く異なるものである。

したがって、単に規定ぶりが類似しているという理由により、意義又は趣旨が全く異なる所得税法の解釈論を政務活動費の支出の適法性に関する判断基準に持ち込むことは、解釈論として余りにも無理があり、不適切であることは明らかである。

(3) 複数台のパソコン等の必要性

議員の政務活動は、会派控室、事務所、自宅のみならず、外出先を含めた様々な場所で行われる。そのため、政務活動に利用するパソコン等も、会派控室、事務所、自宅、持ち運び用等、使用場所という各観点から、複数台所持することは、必要かつ有用である。

また、政務活動に当たっては、事務職員等による補助を得ながら行うのが実情であり、議員によっては、複数名の事務職員を雇用している場合も少なくない。そのため、政務活動に利用するパソコンも、議員自らが利用するものに加えて、事務職員等が利用するものも必要であり、事務職員が複数名いれば、その人数分の台数が必要となることもある。

原告は、各県議が複数台のパソコンを所持していることや、パソコン等の

用途が同じであることをもって、会派が購入したパソコンの必要性に疑問を呈しているが、原告の主張は、上記のとおり、議員の活動実態や現代社会の常識にも合致しないといわざるを得ない。

(4) 平成25年ノートパソコン等及び本件タブレットについて

ア ノートパソコン及びタブレットは、文書の作成や写真撮影、インターネットやメール等にも活用することができ、かつ、持ち運び可能な点を利用して事務所等にとどまらず外出先等での政務活動にも利用できるものであり、政務活動にとって極めて有用な機器である。

補助参加人においては、持ち運び可能なツールを導入して、現場での写真撮影や記録作成等の機動的な政務活動を行うことや、SNSなどを利用した積極的な情報発信等、時代に合わせたより充実した政務活動を行うことを目的として、ノートパソコン及びタブレットを購入することとし、タブレットかノートパソコンかは、議員の希望に応じて選択してもらうこととした。また、会派全員分を購入したのは、持ち運び可能なツールを利用して充実した政務活動を行うという会派としての基本方針につき、会派所属議員全員が共有しながら実行していく必要があると考えたためであり、会派として購入する機種も同一のものとするにも合理性が認められる。そして、会派で購入して貸与制とすることには、会派が機器の管理を行い、議員が会派を辞める際には会派に返却してもらい、新たに会派に所属した別の議員に貸与する等、再利用することができるという合理性も認められる。

なお、会派においてノートパソコン及びタブレットを購入することについては、平成25年1月から3月にかけて複数回にわたり会派総会で議論を行い、異論なく承認されたものである。

イ 原告は、平成25年ノートパソコン等及び本件タブレットにつき、年度末に余った政務活動費を使い切ることを主な目的として購入されたと考え

るほかないと主張する。

しかしながら、平成25年ノートパソコン等及び本件タブレットの購入は、平成24年11月1日に会派役員が交代した際に、前任の会派の役員からの引継ぎを受けたことにより検討を開始し、その後、会派役員会で複数回議論をした後、平成25年1月から2月にかけての会派総会で複数回にわたる議論を経た上で、同年3月初旬の会派総会での承認の下で、購入に至ったものであるから、政務活動費を使い切ることを主目的としていたものではない。

ウ したがって、平成25年ノートパソコン等及び本件タブレットは、いずれも政務活動に対する有用性・必要性が認められることは明らかであり、適法な支出である。

(5) 平成26年デスクトップパソコン等について

ア 平成26年デスクトップパソコン等は、ウインドウズXP以前のOSのサポートが平成26年4月で終了することを受けて、会派として所属議員の情報セキュリティに対応する必要があったほか、最新かつ高機能のパソコンを導入することにより会派所属議員のパソコンを利用した政務活動をレベルアップさせ、より効率的な事務処理を可能とすることを目的として導入したものである。また、会派所属議員の広報公聴活動等の政務活動の幅をより広げるために、A3版の印刷やカラー印刷が可能なプリンターを導入した。

補助参加人において、会派全員分を購入したのは、ウインドウズXP以前のパソコンを使用していた議員が会派内に相当数いたこと、ウインドウズXP以前のパソコンを使用していない議員についても、最新の機能を有しているパソコンを導入することでより効率的な政務活動を行うことが可能になること、会派全員で同一の機種を導入することにより、サポートやメンテナンスの点においても統一的な対応が可能と考えられたこと、場

合により一部のパソコンをインターネットに接続させないで使用する
ことにより、更にセキュリティ対策を強化することができること等を踏まえ
て決定したものである。そのため、会派として購入する機種も同一のもの
とすることには合理性が認められる。

なお、議員を退任したこと等により会派に返却された平成26年デスク
トップパソコン等についても、新任議員に貸与したり、会派役員室に設置
したりして、有効に活用している。

イ 原告は、平成26年デスクトップパソコン等につき、年度末に余った政
務活動費を使い切ることを主な目的として購入されたと考えるほかないと
主張する。

しかしながら、平成26年デスクトップパソコン等の購入は、平成25
年11月1日に会派役員が交代した後、平成26年1月上旬ないし中旬頃
に検討を開始し、会派役員会で検討を重ね、同年3月の会派総会で承認を
得て、ウィンドウズのサポート終了に間に合うように同月中に購入に至っ
たものであるから、政務活動費を使い切ることを主目的としていたもので
はない。

ウ したがって、平成26年デスクトップパソコン等は、政務活動に対する
有用性・必要性が認められることは明らかであり、適法な支出である。

(6) 平成25年デスクトップパソコン等について

平成25年デスクトップパソコン等は、会派控室において会派が各種書面
の作成や記録等に使用していたデスクトップパソコンのOSが古くなってい
たこと、当時補助参加人の会派控室にはカラープリンターがなく、多くの所
属議員からも導入の要望を受けていたことから導入したものである。

後記のとおり、会派における政務活動に使用されていることから、平成2
5年デスクトップパソコン等は、政務活動に対する有用性・必要性が認めら
れることは明らかであり、適法な支出である。

(7) 平成28年デスクトップパソコン等について

平成28年デスクトップパソコン等は、会派雇用に係る事務職員2名による会派控室における政務活動に係る補助業務に利用するために購入したものである。会派の事務職員が政務活動の補助業務を行うに当たりパソコンが必須の機器であることは明らかであり、会派の雇用職員は、平成28年デスクトップパソコン等を専ら政務活動の補助業務のために使用している。

したがって、平成28年デスクトップパソコン等は、政務活動に対する有用性・必要性が認められることは明らかであり、適法な支出である。

(8) 各県議等のパソコン等の使用状況について

平成31年3月8日時点における補助参加人所属の各県議のパソコン等の設置状況及び用途は、別紙3「パソコン等の設置状況一覧表」(以下、単に「別紙3」という。)のとおりである。

ア 中沢議員について

中沢議員は、会派控室の各議員机に設置されている議会貸与ノートパソコン、持ち運んで使用している平成25年ノートパソコン等及び自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等を所持しており、平成24年7月3日には、中沢議員個人が政務活動費を支出してパソコンを購入したものの、その後当該パソコンは破損した(以下、各県議が個人で政務活動費を支出して購入したパソコンを「個人パソコン」という。別紙3の⑥

(左欄)を指す。以下同じ。)。そして、中沢議員は、平成25年ノートパソコン等を、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している。また、2名の事務職員が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。なお、議会貸与ノートパソコンは、「県議会イントラネットシステム等利用要領」(以下「本件イントラネット利用要領」という。)により、県議会庁舎外への持ち出しを禁止されて

いる。

(ア) 原告は、平成25年ノートパソコン等は、持ち運びに不向きであるから、持ち運び用として必要であるとは考えられないと主張するものの、当該パソコンのスペックから、直ちに持ち運びに使用していなかったことが推認されるものではなく、ノートパソコンである以上、本来持ち運び用に使用し得るものである。

(イ) 原告は、議員貸与パソコンのみで用途を満たせるし、平成25年ノートパソコン等と平成26年デスクトップパソコン等は用途が同じであるから不要であると主張するものの、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を行うこと及び事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

イ 相澤議員について

相澤議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等を所持しているものの、1名の事務職員がパソコン等を使用して政務活動を補助している。そして、相澤議員は、質問原稿等の文書作成、インターネットによる情報収集及びメールの送受信に本件タブレットを使用している。

(ア) 原告は、相澤議員は、私費で購入したパソコンを使用していないにもかかわらず、貸与されたパソコンを使用しているとは考えられないと主張するものの、相澤議員は、事務所には私費で購入したパソコンを設置していないため使用していないにすぎず、原告の主張は、前提が異なっている。

(イ) 原告は、議員貸与パソコンのみで用途を満たせるし、本件タブレットと平成26年デスクトップパソコン等は用途が同じであるから不要であると主張するものの、前記(3)のとおり、県議は様々な場所で政務活動を

行うこと及び事務職員等が政務活動を補助していることを踏まえると、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。また、本件タブレットは、主として事務職員が事務所や持ち運びで使用しているのに対し、平成26年デスクトップパソコン等は事務所に設置されているから、明らかに使用方法が異なっており、複数台の必要性が否定されるものでないことは明らかである。

(ウ) 原告は、本件タブレットは、文書作成には適さないので質問原稿等の文書作成のために利用しているとは考えられないと主張するものの、タブレットには、文書作成ソフトやメモ機能が搭載されており、外出先において、簡単な文書やメモの作成に利用することは十分に可能である。

ウ 藤倉議員について

藤倉議員は、議会貸与ノートパソコン、事務所に設置している平成25年ノートパソコン等、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等を所持しており、1名の事務職員及び1名の親族が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。そして、藤倉議員は、平成25年ノートパソコン等を、質問原稿等の文書作成及び議会報告書等の作成に使用している。

原告は、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は用途が同じであるから、2台必要とする理由がないと主張するものの、事務職員1名及び親族1名が藤倉議員の政務活動を補助していることから、複数台のパソコンを所持することは、必要かつ有用であるというべきである。

エ 仁田議員について

仁田議員は、議会貸与ノートパソコン、本件タブレット、自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等のほか、仁田議員が私費で購入し、自宅に設置している2台のパソコンを所持している（以下、各県議が

私費で購入したパソコンを「個人私費パソコン」という。別紙3の㊸（右欄）を指す。以下同じ。）。そして、仁田議員は、調査等の記録、報告書の作成及びインターネットによる情報収集のために、本件タブレットを使用している。また、1名の事務職員及び2名の親族が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

(ア) 原告は、仁田議員が個人私費パソコンを2台所持しているところ、仁田議員と妻がそれぞれ政務活動に使用しているから、平成26年デスクトップパソコン等が更に必要であるとは考えられないと主張する。しかし、1名の事務職員及び2名の親族が仁田議員の政務活動を補助していることから、仁田議員本人を含めれば、パソコンを使用する者は4名おり、自宅兼事務所において3台のパソコンは必要である。

(イ) 原告は、本件タブレットで報告書を作成することは考え難いと主張するものの、タブレットには、文書作成ソフトやメモ機能が搭載されており、外出先において、簡単な文書やメモの作成に利用することは十分に可能である。

(ウ) 原告は、インターネットを利用するのであれば、携帯電話で代用可能であるから、本件タブレットが政務活動のために特に必要であるとは考えられないと主張するものの、一般的に、携帯電話の画面は小さく、県議が調査研究目的で様々な情報を収集する場合に、携帯電話のみで用途を充足できることは少なく、インターネットを利用するにはタブレットの方がより適している。

オ 畠山議員について

畠山議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅兼事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等、自宅兼事務所に設置している個人私費パソコンを所持しており、過去本件タブレットを所持していたものの、現在これは破損している。そして、畠山議員は、インターネットによる情報